



広島県報

定期
第67号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

指定自立支援医療機関の指定	……………	(障害者支援室)	一
特定計量器の定期検査の実施	……………	(計量検定室)	三
臨時種畜検査の結果畜種証明書を交付した畜種	……………	(畜産振興室)	四
解除予定保安林にする旨の通知(三件)	……………	(治山室)	五
過疎地域自立促進特別措置法の規定による基幹道路整備事業の工事の開始	……………	(道路整備室)	五
建築士を対象とする講習の指定に関する規程の規定による講習の指定	……………	(建築指導室)	五
公告	……………		
徴税吏員証等の無効	……………	(税務室)	六
特定非営利活動法人の認証申請	……………	(文化・県民協働室)	六
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	……………	(")	六
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出(十三件)	……………	(地域産業振興室)	六
土地改良事業の工事の完了(二件)	……………	(尾三地域事務所)	五
公安委員会告示	……………		
遊技機の型式の検定の告示	……………		一五
公安委員会公告	……………		
技能検定員・教習指導員審査(大型二種・普通二種)の実施	……………		一六

告示

広島県告示第八百一十一号
 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。
 平成十八年九月七日

広島県知事 藤田雄山

一 病院又は診療所

名称	所在地	自立支援医療の種類	標ぼうして名を診察科	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名	指定年月日
医療法人里仁会 興生総合病院	三原市皆実三丁目三・二八	育成・更生医療	心臓脈管外科	畑隆登	一平成・九・一
庄原眼科	庄原市板橋町一六五・六	育成・更生医療	眼科	伊藤慎二	一平成・九・一

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
有限会社エヌ・イー・ピー あぐり薬局	三次市十日市中二丁目四・九	育成・更生医療	一平成・八・一
アカシア薬局東城店	庄原市東城町川東一四七・三	育成・更生医療	一平成・九・一
佐々田薬局	府中市府中町一三・四	育成・更生医療	一平成・九・一
ウカイ薬局	府中市鶏飼町七二・三	育成・更生医療	一平成・九・一
ベル薬局	尾道市西則末町六・九	育成・更生医療	一平成・九・一
オール薬局西条店	東広島市西条上与丸五丁目九・七	育成・更生医療	一平成・九・一
有限会社あきつ薬局	東広島市安芸津町三津四四一	育成・更生医療	一平成・九・一

有限会社小松薬局	社団法人呉市薬剤師会センター 薬局	井上一誠堂薬局	エール薬局中通店	ホワイト薬局	あおば薬局	呉東中央薬局	呉伏原薬局	トマト薬局	黒木薬局	中本薬局	第一薬局	フタバ薬局本通店	有限会社ひかり薬局	たんぼば薬局	おきみ薬局	あおい薬局	玉浦薬局	エンゼル薬局
呉市中通一丁目三・一九	呉市中通一丁目四・二	呉市中通四丁目四・一四	○呉市中通二丁目三・三〇・一	呉市東中央一丁目四・一七	呉市東中央二丁目七・一四	呉市東中央二丁目八・一七	呉市伏原二丁目八・二二	呉市本通一丁目五・一一	呉市本通一丁目三・一八	呉市本通五丁目一・二八	呉市本通三丁目四・五	呉市本通四丁目六・七	呉市本通二丁目三・一五	呉市和庄登町二・一九	江田島市沖美町三吉二六三四	三原市宮沖二丁目六・一七	三原市港町三丁目二〇・一九	竹原市下野町三二四三・六
療育成・更生医	療育成・更生医	療育成・更生医	療育成・更生医	療育成・更生医	療育成・更生医	療育成・更生医	療育成・更生医	療育成・更生医	療育成・更生医	療育成・更生医	療育成・更生医	療育成・更生医	療育成・更生医	療育成・更生医	療育成・更生医	療育成・更生医	療育成・更生医	療育成・更生医
一平成・九・一	一平成・九・一	一平成・九・一	一平成・九・一	一平成・九・一	一平成・九・一	一平成・九・一	一平成・九・一	一平成・九・一	一平成・九・一	一平成・九・一	一平成・九・一	一平成・九・一	一平成・九・一	一平成・九・一	一平成・九・一	一平成・九・一	一平成・九・一	一平成・九・一

有限会社西本広薬局	竹内薬局	有限会社神谷薬局	有限会社のはら薬局	エール薬局焼山店	オール薬局焼山店	有限会社焼山貴船薬局	井上一誠堂薬局焼山店	呉新栄橋薬局	有限会社佐々木回生堂薬局	呉川尻薬局	有限会社フラワー薬局	みどり薬局	クレオ薬局	フタバ薬局	アロー薬局呉中央店	スバル薬局	ワカバ薬局	みつば薬局
呉市広本町一丁目一・三四	呉市広本町一丁目九・二〇	呉市広本町三丁目二〇・五	○呉市焼山此原町二・二	呉市焼山中央一丁目三・一	呉市焼山中央二丁目五・九	呉市焼山中央二丁目六・三七	呉市焼山北三丁目六・一六	呉市西中央一丁目三・一〇	呉市西畑町二・一二	呉市川尻町西二丁目四・四二	三呉市川尻町東一丁目一〇・一	呉市倉橋町七三八・二二	呉市中央一丁目五・一五	呉市中央三丁目二・二〇	呉市中央三丁目二・一	呉市中央三丁目六・一三	呉市中央四丁目四・二	呉市中央二丁目六・七
療育成・更生医	療育成・更生医	療育成・更生医	療育成・更生医	療育成・更生医	療育成・更生医	療育成・更生医	療育成・更生医	療育成・更生医	療育成・更生医	療育成・更生医	療育成・更生医	療育成・更生医	療育成・更生医	療育成・更生医	療育成・更生医	療育成・更生医	療育成・更生医	療育成・更生医
一平成・九・一	一平成・九・一	一平成・九・一	一平成・九・一	一平成・九・一	一平成・九・一	一平成・九・一	一平成・九・一	一平成・九・一	一平成・九・一	一平成・九・一	一平成・九・一	一平成・九・一	一平成・九・一	一平成・九・一	一平成・九・一	一平成・九・一	一平成・九・一	一平成・九・一

たちかけ薬局	呉市広大新開二丁目五・二三	療成・更生医	一平八・九・一
広島船薬局	呉市広大新開三丁目二・二三	療成・更生医	一平八・九・一
タウン薬局	呉市広大新開二丁目四・二	療成・更生医	一平八・九・一
広島薬局	呉市広大新開二丁目四・一八	療成・更生医	一平八・九・一
のぞみ薬局	呉市広古新開二丁目五・七	療成・更生医	一平八・九・一
井上一誠堂薬局警固屋店	呉市警固屋四丁目二・三〇	療成・更生医	一平八・九・一
有限会社げごや薬局	呉市警固屋五丁目四・一七	療成・更生医	一平八・九・一
宮原薬局	呉市宮原五丁目五・一一	療成・更生医	一平八・九・一
すずらん吉浦薬局	呉市吉浦本町二丁目二・六	療成・更生医	一平八・九・一
呉吉浦薬局	呉市吉浦東本町二丁目七・七	療成・更生医	一平八・九・一
呉海岸通薬局	呉市海岸二丁目一七・六	療成・更生医	一平八・九・一
幸城薬局田原店	呉市音戸町田原二丁目二・一	療成・更生医	一平八・九・一
幸城薬局藤三御所ノ浦店	呉市音戸町高須三丁目七・五	療成・更生医	一平八・九・一
純薬株式会社音戸アゼリア薬局	呉市音戸町引地二丁目四・一	療成・更生医	一平八・九・一
有限会社ナカマチ薬局	呉市音戸町鱒浜二丁目三・二	療成・更生医	一平八・九・一
シンメ薬局	呉市阿賀北五丁目一五・七	療成・更生医	一平八・九・一
あが中央薬局	呉市阿賀中央六丁目一・一 あがプラザ二階	療成・更生医	一平八・九・一
有限会社有豊薬局	安芸郡坂町坂西二丁目一六・三四	療成・更生医	一平八・九・一
ミント薬局西条中央店	東広島市西条中央七丁目三・四五	療成・更生医	一平八・九・一

ミント薬局	廿日市市宮内四三二一・一	療成・更生医	一平八・九・一
ミント薬局廿日市天神店	廿日市市天神二二・七	療成・更生医	一平八・九・一
安芸高田市医師会訪問看護ステーション	安芸高田市吉田町吉田五七・七	療成・更生医	一平八・九・一

広島県告示第八百二十二号
計量法(平成四年法律第五十一号)第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
平成十八年九月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 区域
東広島市
- 二 対象となる特定計量器
非自動ばかり、分銅及びおもり
- 三 検査の日時及び場所

実施 期 日	器 物 受 付 時 間	実 施 場 所
平成一八・一〇・一〇	一〇・三〇～一五・〇〇	東広島市役所安芸津支所
" " " " 一一	一〇・三〇～一二・〇〇	広島中央農協志和堀支店
" " " " 一二	一〇・三〇～一二・〇〇	福祉センター1松翠園
" " " " 一三	一〇・三〇～一二・〇〇	広島中央農協板城支店
" " " " 一四	一〇・三〇～一二・〇〇	広島中央農協吉土実支店
" " " " 一五	一〇・三〇～一二・〇〇	高美が丘公民館
" " " " 一六	一〇・三〇～一五・〇〇	東広島市産業振興会館
" " " " 一七	一〇・三〇～一五・〇〇	東広島市産業振興会館
" " " " 一八	一〇・三〇～一五・〇〇	豊栄四季菜館
" " " " 一九	一〇・三〇～一五・〇〇	福富東公民館
" " " " 二〇	一〇・三〇～一五・〇〇	福富基幹集落センター(福富西公民館)
" " " " 二一	一〇・三〇～一五・〇〇	広島中央農協黒瀬支店

四 所在場所における定期検査(ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。)の期日及び場所

実施期日 平成十八年十月十日から
 実施場所 当該計量器の所在場所

河内中央公民館

五 平成十八年十二月八日まで
 定期検査実施機関
 指定定期検査機関
 社団法人 広島県計量協会

広島県告示第八百十三号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の規定による平成十八年度地方臨時種畜検査の結果、種畜証明書を交付した種畜は、次のとおりである。
 平成十八年九月七日

広島県知事 藤田雄山

種畜証明 番号	種畜 名(登録・ 登記番号)	品 種	生 年 月 日	体 高	産 地	父 血	母 統	成 績 査	前 年 供 用 状 況	所 有 者 の 区 分
第平一八 四島一 号県臨	波茂波 全和二〇〇五子受卵 三七(一〇九六〇七)	黒毛和種	一七・九・一	一一・〇	神石郡 神石町	糸松波	まさこ	一級	○	県有
第平一八 三島一 号県臨	一の青村八 全和二〇〇五子受卵 三五(一一〇九六一六)	黒毛和種	一七・八・二六	一三一・〇	北原市 川庄町	奥北茂	まさこ	一級	○	県有
第平一八 二島一 号県臨	田安照 全和二〇〇五子受卵 三〇(一一〇七八四八)	黒毛和種	一七・七・二〇	一一八・八	安芸高田 美土里町	安平照	ことぶき五六の五	二級	○	県有
第平一八 一島一 号県臨	横照 全和二〇〇五子受卵 九一(一一二四二九一)	黒毛和種	一七・六・一五	一二六・二	塚原市 七塚原町	安平照	よこぶく	二級	○	県有

広島県告示第八百十四号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けた。
平成十八年九月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

呉市郷原町字東遅越五六二の二・字小屋床七四九の四・七九一の二・七九二の二(以上四筆国有林)、七七八の二・七七九の二(以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部農林整備局治山室及び呉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第八百十五号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けた。
平成十八年九月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市高屋町杵原三九一九の七・三九一九の八・三九一九の二二・三九一九の二五から三九一九の二九まで(以上八筆国有林)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

広島県告示第八百十六号

次の保安林を解除予定保安林にした。
平成十八年九月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市高屋町杵原三九一九の九、三九一九の一〇
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

広島県告示第八百十七号

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十四条第一項の規定によって、庄原市の市道改築工事を次のとおり開始する。
平成十八年九月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の日
市道山中線	庄原市東城町帝釈始終字西硫黄山六五番六地先から庄原市東城町帝釈始終字唐松山一三三番一 地先まで	改築	平成十八年九月七日

広島県告示第八百十八号

建築士を対象とする講習の指定に関する規程(昭和六十一年広島県告示第六号)第三条第一項の規定によって、次の講習を指定した。
平成十八年九月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

実施法人の名称及び住所	定期講習又は特別講習の別	講習の名称	講習の対象者	講習の実施日時及び実施会場
社団法人広島県建築士会(広島市中区千田町三・七・四七)	特別講習	平成一八年度被災建築物応急危険度判定士講習会	建築士	実施日時 平成十八年一〇月一四日(土) 一三時三〇分～一七時 平成十八年一〇月二四日(火) 一三時三〇分～一七時 実施会場 広島県情報プラザ多目的ホール(広島市中区千田町三・七・四七) 福山土木建築会館三階(福山市若松町八・二二)

公告

次の証票を亡失したので、平成十八年八月十七日以降無効とした。
平成十八年九月七日

広島県知事 藤田雄山

徴税吏員証

第六六二号

平成十八年四月一日交付

広島県事務吏員 森脇 信昌

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定によって、次のとおり
特定非営利活動法人認証申請があった。

平成十八年九月七日

広島県知事 藤田雄山

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人高次脳機能障害サポートネットひろしま	代表者の氏名 濱田小夜子	主たる事務所の所在地 広島県広島市佐伯区観音台三丁目五番一	定款に記載された目的 この法人は、交通事故や病気などによって脳に損傷を負い、後遺症として高次脳機能障害を持つ者及び家族に対し、それぞれの障害についての正しい知識の普及と情報提供を行い障害者本人の社会復帰、社会参加の促進を図るとともに、一方、世間が脳障害に対し理解を深めることによつて高次脳機能障害者とその家族が安心して社会生活を営める環境を築くことに寄与することを目的とする。	申請のあった年月日 平成一八年八月二四日
特定非営利活動法人男女共同参画社会をめざす女性教育を考える会広島	代表者の氏名 舟橋喜恵	主たる事務所の所在地 広島県広島市南区西本浦町一四番一六〇一	この法人は、広島市民に対して女性教育等に関する事業を行い、広島市女性教育センターの運営を支援し、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。	申請のあった年月日 平成一八年八月二五日

特定非営利活動法人日本スリランカ友好協会
山田昭雄
広島県広島市西區南観音七丁目二番二三号
この法人は、日本とスリランカの間における相互理解と相互扶助の促進に関する活動を行い、両国間の緊密且つ親密な関係の構築の推進を図り、以て社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
平成一八年八月二五日

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。
平成十八年九月七日

広島県知事 藤田雄山

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ペンキヤカマガリ	代表者の氏名 兼田定夫	主たる事務所の所在地 広島県呉市蒲刈町向字西脇九八五番地一	定款に記載された目的 本会は、蒲刈島の地域特性を活かして地域づくりや経済活性化、雇用機会の拡充、人材の育成、環境保全・活用等に貢献することを目的とする。	定款変更の内容 ・会員の種別の変更 ・役員の数の変更	申請のあった年月日 平成一八年八月二九日
-----------------------------------	----------------	----------------------------------	---	----------------------------------	-------------------------

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。
平成十八年九月七日

広島県知事 藤田雄山

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 パルティ・フジ竹原 A棟
所在地 竹原市下野町三三〇八
- 二 変更した事項

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 名称 三井住友銀リース株式会社 代表取締役 白賀 洋平
住所 東京都港区西新橋三丁目九番四号
名称 いよぎんリース株式会社 代表取締役 尾賀 忠
住所 愛媛県松山市三番町四丁目二番地一

(変更後) 名称 三井住友銀リース株式会社 代表取締役 石田 浩一

住所 東京都港区西新橋三丁目九番四号

名称 いよぎんリース株式会社 代表取締役 尾賀 忠

住所 愛媛県松山市三番町四丁目二番地一

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社フジ 代表取締役 高橋 吉昭

住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

(変更後) 名称 株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄

住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

三 変更の日

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成十八年六月二十九日

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成十八年七月二十四日

四 変更する理由

大規模小売店舗を設置する法人の代表者変更及び大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者変更のため

五 届出年月日

平成十八年八月二十四日

六 届出等の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

東広島市産業部商業観光課(東広島市西条上市町七番四二号)

七 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年九月七日から平成十九年一月九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

八 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日

から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年一月九日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定によつて、大規模小売店舗の変更の届出があつた。

平成十八年九月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 パルティ・フジ竹原 B棟

所在地 竹原市下野町三二九三

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 三井住友銀リース株式会社 代表取締役 白賀 洋平

住所 東京都港区西新橋三丁目九番四号

名称 いよぎんリース株式会社 代表取締役 尾賀 忠

住所 愛媛県松山市三番町四丁目二番地一

名称 三井住友銀リース株式会社 代表取締役 石田 浩一

住所 東京都港区西新橋三丁目九番四号

名称 いよぎんリース株式会社 代表取締役 尾賀 忠

住所 愛媛県松山市三番町四丁目二番地一

三 変更の日

平成十八年六月二十九日

四 変更する理由

大規模小売店舗を設置する法人の代表者変更のため

五 届出年月日

平成十八年八月二十四日

六 届出等の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

東広島市産業部商業観光課(東広島市西条上市町七番四二号)

七 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- 1 期間
平成十八年九月七日から平成十九年一月九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。
- 2 時間帯
午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

八 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

- 1 提出期限
平成十九年一月九日
- 2 提出先
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。
平成十八年九月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 パルティ・フジ竹原 C棟
所在地 竹原市竹原町三六一
- 二 変更した事項
1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 三井住友銀リース株式会社 代表取締役 白賀 洋平

住所 東京都港区西新橋三丁目九番四号

名称 いよぎんリース株式会社 代表取締役 尾賀 忠

住所 愛媛県松山市三番町四丁目二番地一

(変更後) 名称 三井住友銀リース株式会社 代表取締役 石田 浩二

住所 東京都港区西新橋三丁目九番四号

名称 いよぎんリース株式会社 代表取締役 尾賀 忠

住所 愛媛県松山市三番町四丁目二番地一

- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (変更前) 名称 株式会社フジ 代表取締役 高橋 吉昭
住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号
- (変更後) 名称 株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄
住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

三 変更の日

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成十八年六月二十九日
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成十八年七月二十四日

四 変更する理由

大規模小売店舗を設置する法人の代表者変更及び大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者変更のため

- 五 届出年月日
平成十八年八月二十四日
- 六 届出等の縦覧場所
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

東広島市産業部商業観光課(東広島市西条上市町七番四二号)

七 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- 1 期間
平成十八年九月七日から平成十九年一月九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。
- 2 時間帯
午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

八 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

- 1 提出期限
平成十九年一月九日
- 2 提出先
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成十八年九月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジグラン三原

所在地 三原市円一町一丁目一八三四 二九外

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社フジ 代表取締役 高橋 吉昭

住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

(変更後) 名称 株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄

住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

三 変更の日

平成十八年七月二十四日

四 変更する理由

大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者変更のため

五 届出年月日

平成十八年八月二十四日

六 届出等の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

三原市経済部商工振興課(三原市港町三丁目五番一号)

七 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年九月七日から平成十九年一月九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民

の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

八 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の

地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日

から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年一月九日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成十八年九月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジグラン神辺

所在地 福山市神辺町大字新道上字二丁目一〇番二六外

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 深安郡神辺町大字道上字二の丁七五番外

(変更後) 福山市神辺町大字新道上字二丁目一〇番二六外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の

氏名

(変更前) 名称 株式会社フジ 代表取締役 高橋 吉昭

住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

(変更後) 名称 株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄

住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

は代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社フジ 代表取締役 高橋 吉昭

住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

(変更後) 名称 株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄

住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

三 変更の日

1 大規模小売店舗の所在地

平成十八年五月二十五日

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の

氏名

平成十八年七月二十四日

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

は代表者の氏名

平成十八年七月二十四日

四 変更する理由

1 市町村合併及び土地区画整理事業の換地処分による所在地の表示変更のため

2 大規模小売店舗を設置する法人の代表者変更のため

3 大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者変更のため

五 届出年月日

平成十八年八月二十四日

六 届出等の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

福山市経済環境局経済部商工課(福山市東桜町三番五号)

七 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年九月七日から平成十九年一月九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

八 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年一月九日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成十八年九月七日

広島県知事 藤田雄山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジグラン西条駅前

所在地 東広島市西条栄町七番五号

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社フジ 代表取締役 高橋 吉昭
住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

(変更後) 名称 株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄
住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社フジ 代表取締役 高橋 吉昭
住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

(変更後) 名称 株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄
住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

三 変更の日

平成十八年七月二十四日

四 変更する理由

大規模小売店舗を設置する法人の代表者変更及び大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者変更のため

五 届出年月日

平成十八年八月二十四日

六 届出等の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

東広島市産業部商業観光課(東広島市西条上市町七番四二号)

七 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年九月七日から平成十九年一月九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

八 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年一月九日

2 提出先
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成十八年九月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フジグラン東広島

所在地 東広島市西条町御園宇四四〇五番地

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社フジ 代表取締役 高橋 吉昭

住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

名称 協同組合東広島ショッピングモール 代表理事 多山 幸佐

住所 東広島市西条町御園宇七二〇六番地七

(変更後) 名称 株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄

住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

名称 協同組合東広島ショッピングモール 代表理事 多山 幸佐

住所 東広島市西条町御園宇七二〇六番地七

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社フジ 代表取締役 高橋 吉昭

住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

(変更後) 名称 株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄

住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

三 変更の日
平成十八年七月二十四日

四 変更する理由

大規模小売店舗を設置する法人の代表者変更及び大規模小売店舗において小売業を行う

法人の代表者変更のため

五 届出年月日

平成十八年八月二十四日

六 届出等の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)
東広島市産業部商業観光課(東広島市西条上市町七番四二号)

七 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年九月七日から平成十九年一月九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

八 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年一月九日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成十八年九月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フジグラン東広島(別棟)

所在地 東広島市西条町御園宇四三〇二番地

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社フジ 代表取締役 高橋 吉昭

住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

(変更後) 名称 株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄

住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社フジ 代表取締役 高橋 吉昭
 住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号
 (変更後) 名称 株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄
 住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

三 変更の日
 平成十八年七月二十四日

四 変更する理由
 大規模小売店舗を設置する法人の代表者変更及び大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者変更のため

五 届出年月日
 平成十八年八月二十四日

六 届出等の縦覧場所
 広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)
 東広島市産業部商業観光課(東広島市西条上市町七番四二号)

七 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間
 平成十八年九月七日から平成十九年一月九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯
 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

八 意見書の提出
 法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限
 平成十九年一月九日

2 提出先
 広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。
 平成十八年九月七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 広島県知事 藤 田 雄 山

名称 ヴェスタ高屋店
 所在地 東広島市高屋高美が丘四丁目三四番一
 二 変更した事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社フジ 代表取締役 高橋 吉昭
 住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

(変更後) 名称 株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄
 住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

三 変更の日
 平成十八年七月二十四日

四 変更する理由
 大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者変更のため

五 届出年月日
 平成十八年八月二十四日

六 届出等の縦覧場所
 広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)
 東広島市産業部商業観光課(東広島市西条上市町七番四二号)

七 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間
 平成十八年九月七日から平成十九年一月九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯
 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

八 意見書の提出
 法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限
 平成十九年一月九日

2 提出先
 広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の

規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成十八年九月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フジグランナタリ

所在地 廿日市市阿品三丁目二五三番地外

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社フジ 代表取締役 高橋 吉昭

住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

(変更後) 名称 株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄

住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

三 変更の日

平成十八年七月二十四日

四 変更する理由

大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者変更のため

五 届出年月日

平成十八年八月二十四日

六 届出等の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

廿日市市産業観光部商工観光課(廿日市市下平良一丁目一一番一号)

七 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年九月七日から平成十九年一月九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

八 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年一月九日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成十八年九月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 パルティ・フジ熊野

所在地 安芸郡熊野町字荒金五八二番一外

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社フジ 代表取締役 高橋 吉昭

住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

(変更後) 名称 株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄

住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社フジ 代表取締役 高橋 吉昭

住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

(変更後) 名称 株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄

住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

三 変更の日

平成十八年七月二十四日

四 変更する理由

大規模小売店舗を設置する法人の代表者変更及び大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者変更のため

五 届出年月日

平成十八年八月二十四日

六 届出等の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

熊野町総務部企画課(安芸郡熊野町三八一五番地一)

七 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間
平成十八年九月七日から平成十九年一月九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯
午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

八 意見書の提出
法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限
平成十九年一月九日

2 提出先
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成十八年九月七日
広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フジグラン安芸
所在地 安芸郡坂町北新地二二〇一八番一外

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社フジ 代表取締役 高橋 吉昭
住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

(変更後) 名称 株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄
住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

三 変更の日
平成十八年七月二十四日

四 変更する理由
大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者変更のため

五 届出年月日
平成十八年八月二十四日

六 届出等の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)
坂町産業建設課(安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目一番一)

七 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間
平成十八年九月七日から平成十九年一月九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯
午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

八 意見書の提出
法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限
平成十九年一月九日

2 提出先
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成十八年九月七日
広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 パルティ・フジ坂
所在地 安芸郡坂町平成ヶ浜三丁目一三〇五三番地外

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社フジ 代表取締役 高橋 吉昭
住所 愛媛県松山市宮西一丁目一番一号

(変更後) 名称 株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄
住所 愛媛県松山市宮西一丁目一番一号

名称 群馬県前橋市日吉町四丁目四〇番地一一
住所 株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄

名称 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇
 住所 群馬県前橋市日吉町四丁目四〇番地一
 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社フジ 代表取締役 高橋 吉昭
 住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号
 (変更後) 名称 株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄
 住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

三 変更の日
 平成十八年七月二十四日

四 変更する理由
 大規模小売店舗を設置する法人の代表者変更及び大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者変更のため

五 届出年月日
 平成十八年八月二十四日

六 届出等の縦覧場所
 広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)
 坂町産業建設課(安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目一番一)

七 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 1 期間
 平成十八年九月七日から平成十九年一月九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯
 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

八 意見書の提出
 法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限
 平成十九年一月九日

2 提出先
 広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五

号)第百十三条の二第一項の規定によって、届出があった。
 平成十八年九月七日

事業主体 地区名 事業名 完了年月日 和 男
 世羅町 幸水(1工区) 区画整理事業 平成一五・九・二六

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第一項の規定によって、届出があった。
 平成十八年九月七日

事業主体 地区名 事業名 完了年月日 大 和 男
 世羅町 幸水(2工区) 区画整理事業 平成一五・一〇・二七

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第70号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認められて、規則第9条第1項の規定により告示する。
 平成18年9月7日

広島県公安委員会
 委員長 高 須 司 登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6P0695	告示の日(平成18年9月7日)から3年間	ぱちんこ遊技機	CR71 1-PA -LOR D-MR	株式会社三共 青島 秀行 代表取締役 (群馬県桐生市境野町六丁目460番地)	左 同
6P0671	同上	同上	CR71 1-PA -LOR D-MR	同上	左 同

6P0743	同上	同上	CR/VIR タンス IST	株式会社イーエ電研 孝俊 代表取締役 武本 上野三 (東京都台東区東上野三 丁目12番9号)	左 同
6S0699	同上	回胴式遊技 機	南国娘X -30	株式会社オリンピア 勝也 代表取締役 藤井 野二 (東京都台東区東上野二 丁目11番7号)	左 同
6S0422	同上	同上	ロジエン ビーター ン	同上	左 同
6P0691	同上	ぱちんこ遊 技機	CR・ジ ョーレ スQJ	株式会社平和 石橋 保彦 代表取締役 生市 広沢明二 (群馬県桐生市広沢町二 丁目3014番地の8)	左 同

公安委員会公告

(第4)号 第 6 2 6 3 号

広島県公安委員会公告第92号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年9月7日

広島県公安委員会
委員長 高 須 司 登

- 1 審査の種類
技能検定員・教習指導員審査（大型二種・普通二種）
- 2 審査の期日
平成18年10月10日
- 3 審査の場所
広島市佐伯区石内南三丁目1番1号
広島県運転免許センター
- 4 審査対象者

平成18年9月7日（木）

法第99条の2第4項第2号及び第99条の3第4項第2号の規定に係る者

5 審査の方法

規則第4条及び第12条に規定する方法により実施

6 審査の申請書類等

(1) 申請に必要な書類

ア 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書（写真及び審査手数料貼付のもの）

1通

イ 審査手数料計算表

1通

ウ 自動車運転免許証の写し

1通

エ 履歴書

1通

オ 運転記録証明書

1通

カ 住民票（本籍記載のもの）

1通

キ 技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を有している者はその写し

(2) 申請書等の提出先

広島県警察本部交通部運転教育課長

(3) 申請書等の提出期限

平成18年10月3日